

## 米国上場有価証券等取引に係る情報利用約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下、「利用者」といいます。）がマネックス証券株式会社およびその関係会社（以下、「当社」といいます。）がデータ配信権利を所有もしくは保有する米国上場有価証券等に係る株価、ニュース、市場情報、企業情報等のデータ情報サービス（以下、「本データサービス」といいます。）を利用するに際し、遵守すべき事項、当社との取り決め事項等を明確にすることを目的とするものです。

2 利用者はこの約款および次のアグリーメントの内容を理解し同意したうえで本データサービスを利用するものとします。

(1) NASDAQ UTP PLAN SUBSCRIBER AGREEMENT

(English) <https://mst.monex.co.jp/pc/pdfroot/public/50/99/C3010.pdf>

(日本語参考訳) <https://mst.monex.co.jp/pc/pdfroot/public/50/99/C3012.pdf>

(2) Cboe Global Markets Data Subscriber Agreement

(English) <https://mst.monex.co.jp/pc/pdfroot/public/50/99/C3009.pdf>

(日本語参考訳) <https://mst.monex.co.jp/pc/pdfroot/public/50/99/C3011.pdf>

### 第2条（利用者の種別）

利用者は、プロフェッショナル利用者またはノン・プロフェッショナル利用者に分かれます。

(1) プロフェッショナル利用者 — すべての法人、もしくは米国における「証券プロフェッショナル」とみなされる者と同等の職業についている個人（証券当局や証券取引所、証券協会、先物協会に登録・認定されている個人。または投資顧問の職についている個人。例：証券外務員、証券アナリストなど）

(2) ノン・プロフェッショナル利用者 — プロフェッショナル利用者に該当しない個人

2 利用者は、前項に定義されるプロフェッショナル利用者、ノン・プロフェッショナル利用者の種別について変更が生じた場合は、速やかに当社へ届け出ることとします。

### 第3条（本データサービスの内容）

本データサービスは、株式、オプション、先物、外国為替に関する取引所およびその他の証券取引機関や情報提供を行う情報ベンダー（以下、これら情報提供を行う者を総称して「情報提供者」といいます。）から利用者へ配信されます。

2 本データサービスには次のカテゴリーのデータおよび情報が含まれます。

(1) ニューヨーク証券取引所株価情報等

(2) ナスダック株価情報等

(3) S&P ダウ・ジョーンズ & カンパニー 指数情報等

(4) Cboe グローバル マーケッツ株価情報等

(5) その他当社指定のデータベンダー等が提供する情報等

### 第4条（情報提供者との契約）

利用者は、本データサービスの利用に当たり、別途、各情報提供者の情報サービス利用規定への同意が必要となる場合があります。この場合、ノン・プロフェッショナル利用者は当社のウェブサイト上に表示される情報サービス利用規定に関し同意ボタンを押下することにより、またプロフェッショナル利用者は当社への書面の提出により、法的拘束力を有する契約が締結されます。

### 第5条（本データサービスの利用料金）

本データサービスの利用料金は無料です。

#### **第6条（本データサービスの範囲）**

本データサービスは、投資に関する情報の提供のみを目的としており、有価証券の売買その他の取引等の勧誘等を目的とするものではありません。有価証券の売買その他の取引等に関する投資判断は、全て利用者自身で行うものとします。

#### **第7条（情報の正確性）**

本データサービスにおいて提供される情報について、当社ならびに情報提供者は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証いたしません。

#### **第8条（著作権および禁止事項）**

本データサービスで提供される情報については、当社または各情報提供者が、著作権を含む全ての知的財産権または利用権を有しています。利用者は権利者の許諾を得ずに、当該情報およびその加工・集計したデータの一部または全部について、再配信、複製、加工、再利用、転用、転載、改変、引用、蓄積、出版、送付、販売、配布、放送、修正、頒布等または営業目的の利用を行うことはできません。また、利用者がこの約款に定める事項に違反した場合、当社は本データサービスのご利用または利用者のお取引を停止させていただく場合があります。

#### **第9条（内容の変更）**

利用者へのサービスの質を向上させるために、プログラム、ユーザー・インターフェイス、デザイン、通信手段、情報内容等を予告なく変更することがあります。

#### **第10条（本データサービスの利用の禁止）**

当社は、以下の事由のいずれかに該当する場合には、利用者に通知することなく、本データサービスのご利用をお断りまたは停止することがあります。

- (1) 通常の想定を超えるシステム負荷がかかるようなご利用をなされた場合
- (2) 本来の利用目的を逸脱していると当社または情報提供者その他本サービス等において提供される情報の生成に関与した者が判断した場合
- (3) 情報利用の制限に違反すると当社が判断した場合
- (4) 当社への届出事項の変更の届出がなされない場合
- (5) その他利用者が本データサービスをご利用いただくことが不相当と判断した場合

#### **第11条（サービスの停止）**

当社または情報提供者の都合により、利用者に事前に通知することなく、本データサービスの全部または一部を停止することがあります。

#### **第12条（解除）**

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が当社の口座を解約した場合
- (2) 利用者がこの約款の各条項のいずれかに違反した場合

#### **第13条（法令等の遵守）**

利用者は本データサービスの利用に当たり、この約款によるほか、法令、日本証券業協会および金融商品取引所その他の自主規制機関の諸規則等および当社が別に定める約款、規定、各種説明書等を遵守するものとします。

## 第14条（免責）

当社ならびに情報提供者（以下、総称して「当社等」といいます。）は、次の事由により利用者が生じた損害について、その責めを負わないものとします。

- (1) 利用者の認証番号を利用者ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた本データサービスの利用により生じた損害。
- (2) 通信回線および通信機器、コンピュータシステム機器の損害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害等につき、当社等の故意または過失に起因するものでないもの。
- (3) 本データサービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略および中断により生じた損害等につき、当社等の故意または過失に起因するものでないもの。
- (4) 当社等に故意または過失なく、利用者の認証番号、取引情報等が漏洩し、盗用され、本データサービスを利用したことにより生じた損害。
- (5) 天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害。
- (6) 利用者による本データサービスの内容またはその利用方法についての誤解や理解不足等により生じた損害。
- (7) 本データサービスの稼働上の信頼性および利用者の利用環境との整合性は保証されたものでなく、本データサービスにおける不整合、バグ、その他の理由による誤作動により生じた損害。

2 本データサービスの利用に関連して、利用者に損害が発生し、当社等が責任を負うとされる場合でも、当社等の損害賠償責任の範囲は、利用者に生じた現実かつ直接の損害に限り、当社等の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。

3 本データサービスの利用に関連して、第三者に損害が発生した場合でも、当社等は一切の責任を負わないものとします。

## 第15条（個人情報の第三者提供に関する同意）

利用者は、情報提供者（具体的な情報提供者名は当社ウェブサイトにて提示。）が利用者の本データサービスの利用状況の検証、確認、調査等（以下、「検証等」といいます。）を実施するために、当社が利用者の個人情報（住所、氏名、連絡先、生年月日その他本データサービスの利用状況の検証等のために必要な範囲に限る。）を情報提供の取次先である TradeStation Securities, Inc. を通じて当該情報提供者に提供することがあることに同意するものとします。

## 第16条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と認める事由が生じたときは、変更されることがあります。なお、変更の内容が利用者の従来の権利を制限し、または利用者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトにて掲示すること等当社が定める方法により通知します。

## 第17条（合意管轄・準拠法）

この約款の解釈、その他本データサービスに関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 この約款は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。

(2022年3月26日)